外食産業インバウンド事業　事業執行に係るポイント

本事業は、給付金等と異なり、「補助事業」です。よって、補助事業上のルール（事業要領等）に基づき、事業計画承認申請、交付申請、実績報告などの事務手続き、また、設備導入にあたっては、一般競争入札を実施する必要があります。

また、事業実施後（次年度以降）、会計検査院による会計検査（事業が適正に実施されているかどうかの検査）を受検する可能性もあります。

　本資料は、補助事業の基本的事項等を含めた本事業の執行に係る注意点等をまとめました。

１　事業の実施

（１）事業実施主体（個人事業者も実施可能）

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、

公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、

企業組合及び事業協同組合　等

（２）事業の実施方法（補助事業事務を実施する機関）

　　国の事業であるが、県を通じて補助金を交付。

　　　事業実施主体（飲食店） ⇔ 県（各県民局(ｾﾝﾀｰ)の農林(水産)振興事務所）

２　補助対象（新型コロナ対策を含むもの）

（１）衛生管理の徹底・改善等を図るための設備導入等

　　設備及び機器の購入費・設置費用、設計費、工事費（設備及び機器の設置に付随するもの）、

モニタリング･検査費用並びにコンサルティング費用　等

（例）調理場の衛生器材(殺菌保管庫など)、空調排気設備の改修設置(温度調整機能のみの設備は対象外)、など

（２）料理の提供方法（ビュッフェスタイルなど）や営業形態等の変更に必要な店舗の改装等

設備及び機器の購入費・設置費用、設計費、工事費（店舗の改装等に要する最小限度のもの）、

モニタリング・検査費用及びコンサルティングに係る費用等

　　（例）テイクアウトや宅配業者への手渡し用の入口や窓口の設置、など

　※補助対象となる機器等の品目名は明確でないため、近畿農政局と協議しながら適否を

　　判断する。

　※既存設備等の撤去、移設も、本事業の趣旨に合致するものであれば、補助対象になる。

　　（例えば、業態変更に係る整備のために必要な撤去など）

３　補助率：１／２（残り１／２は事業実施主体が負担）

　・１事業実施主体あたりの補助額は、25万円～1,000万円（千円単位で切り捨て）

　・１事業実施主体が上記２(1)と(2)を同時申請する場合、または同一県内複数店舗で事業を実施する場合も、合計額が上記補助額の範囲となる。

・売上の前年同期比較について、売上が10％以上減っていても、持続化給付金など収入を増加させる各種補助金等を受領した結果、前年同期売上を上回った場合、上回った売上額相当額を補助金額から減額する。

・課税売上に対する消費税から課税仕入れにかかる消費税の控除を受けている場合は、消費税相当額を補助対象経費から除く場合がある。

４　事業事務の手続き

（１）事業実施計画の計画承認申請

　　要望調査時に作成した計画書を、事業実施主体→（市町）→県民局、のルートで提出する。

（２）交付申請書の提出

　　補助金対象の事業を開始したいという届出。事業実施主体→県民局、のルートで提出。

※事業の着手（開始）：国、県の交付決定後でないと事業着手（一般競争入札の募集開始）

できない。

（３）一般競争入札の実施

工事の実施、機械設置については、必ず一般競争入札を実施してください。実施計画提出時に

見積もってもらった業者にそのまま設置してもらう、ということはできない。

　（実施例）一定期間、工事業者を自社HPで募集する、など。

（４）令和２年度内の工事等完了及び実績報告書の提出

　　事業完了後、事業費、補助金額など、確定した内容で報告。事業者→県民局、のルートで提出する。

　　※県が実績報告受領後、事業実施内容の確認（完了確認検査）を行う。

※導入した設備の維持：法定耐用年数の期間は、必ず使用、設置すること。勝手に改造、処分

しないこと。

（５）補助金の交付

　　実績報告後、事業費、補助金額が確定した後、県から支払い。

（６）成果目標の提出

　・事業完了後、約３年間、報告が必要なので、目標は、実現可能な数字で計上すること。

　・また、自社の実績（インバウンド来客数、売上など）を把握すること。